全5ページ 登録速報(2025-005) 2024年11月13日 クミアイ化学工業株式会社 企画普及部普及課

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。 適用拡大登録年月日:2024年11月13日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号: 第23561号

名 称: クミアイエクシレルSE

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項中、以下の事項を変更し、【変更後】のとおりとする。

- ・作物名「もも」及び「ネクタリン」に適用病害虫名「モモチョッキリゾウムシ」を希釈 倍数「2500 倍」にて追加する。
- ・作物名「小粒核果類(すももを除く)」を、「小粒核果類(うめ、すももを除く)」に変更し、作物名「うめ」を独立させ、作物名「うめ」に適用病害虫「モモヒメヨコバイ」を希釈倍数「2500~5000倍」にて追加する。
- ・作物名「すもも」に適用病害虫名「スモモミハバチ」を希釈倍数「2500~5000 倍」にて 追加する。
- ・作物名「ぶどう」に適用病害虫名「フタテンヒメヨコバイ」を希釈倍数「5000 倍」にて 追加する。
- ・作物名「ぶどう」に適用病害虫名「コガネムシ類、ケムシ類」を「無人航空機による散布」、使用時期「収穫前日まで」、希釈倍数「100 倍」、使用液量「4~14L/10a」にて追加する。
- ・作物名「かんきつ」に適用病害虫名「クワノミハムシ」を希釈倍数「5000 倍」にて追加する。
- ・作物名「かんきつ」に「無人航空機による散布」を、使用時期「開花期まで」、希釈倍数「100 倍」、使用液量「4~12L/10a」にて追加する。

【変更後】(変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用 時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	シアントラニリプロール を含む農薬の 総使用回数
<u>もも</u> ネクタリン	ハマキムシ類 ケムシ類 コカ゛ネムシ類	5000 倍	200~ 700L/10a	<u>収穫前日</u> まで		散布	3 回以内
	モモハモク゛リカ゛ シンクイムシ類 <u>モモチョッキリソ゛ウムシ</u>	2500~ 5000 倍 2500 倍					
<u>小粒核果類</u> (うめ、す ももを除 <u>く)</u>	ケムシ類	2500~ 5000 倍					
<u>うめ</u>	ケムシ類 モモヒメヨコハ゛イ	<u>2500~</u> 5000 倍					
<u>すもも</u>	シンクイムシ類 ケムシ類 <u>スモモミハハ・チ</u>	<u>2500~</u> 5000 倍					
<u>ぶどう</u>	ハスモンヨトウ	2500~ 5000 倍					
	ケムシ類 アサ゛ミウマ類 コカ゛ネムシ類 クヒ゛アカスカシハ゛ フタテンヒメヨコハ゛イ	5000 倍					
	<u>コガネムシ類</u> <u>ケムシ類</u>	<u>100 倍</u>				無人航 空機に よる散 布	
<u>かんきつ</u>	アケ・ハ類 ケムシ類 ハマキムシ類 アサ・ミウマ類 ミカンハモク・リカ・ ミカンキシ・ラミ ヨモキ・エタ・シャク ケシキスイ類 コ・マタ・ラカミキリ成虫 チャノミト・リヒメヨコハ・イ	<u>5000 倍</u>	200~ 700L/10a			散布	
	コアオハナムク゛リ ハスモンヨトウ カネタタキ ミカンナカ゛タマムシ <u>クワノミハムシ</u>	<u>100 倍</u>	<u>4~</u> <u>12L/10a</u>	<u>開花期</u> <u>まで</u>		無人航 空機に よる散 布	

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨 及び内容

農薬登録申請書第8項及び第10項に以下の事項を追加し、別紙のとおりとする。

- ① 農薬登録申請書第8項に(8)として以下を追加し、以降を順次繰り下げ、(14)を変更する。
- (8) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
- 1) 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
- 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- 4) 周辺作物及び周辺物に飛散しないよう特に注意すること。
- (14) 空容器はほ場などに放置せず、3回以上水洗し、環境に影響のないよう適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
- ② 農薬登録申請書第10項に(2)として以下を追加し、以降を順次繰り下げる。
- (2)無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用前によく振ってから使用すること。
- (2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (3) 散布液調製後はできるだけ速やかに散布すること。
- (4) アルカリ性の農薬や肥料との混用は、有効成分が分解するおそれがあるのでさけること。 これらの薬剤と混用する場合には、メーカーや販売店等に問い合わせるなどして、分解 の有無を十分確認してから使用すること。
- (5) やむを得ず、他の薬剤と混用する場合には、事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。
- (6) 使用液量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び使用方法に合わせて調節すること。
- (7) ぶどうへは、果粉溶脱及び薬斑を生じるおそれがあるので、袋かけ以降に使用すること。 また、無袋栽培(傘掛けを含む)には使用しないこと。
- (8) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。
 - 1) 散布は散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - 2) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 3) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - 4) 周辺作物及び周辺物に飛散しないよう特に注意すること。
- (9) 過度の連用をさけ、可能な限り作用性の異なる薬剤やその他の防除手段を組み合わせて 使用すること。
- (10) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (11) ミツバチに対して影響を与えるおそれがあるので、散布の際はミツバチ及び巣箱にかからないようにすること。また、散布直後から1日後まではミツバチを散布区域外に移動させるか、巣門を閉じること。
- (12) マメコバチに対して影響を与えるおそれがあるので、マメコバチの訪花期間中は散布しないこと。
- (13) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任 において 事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関 係機関の指導を受けることが望ましい。
- (15) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とく に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

- 10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
 - (1) 水産動植物 (甲殻類) に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
 - (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
 - (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上